

学校における働き方改革のための

業務改善計画

(第2期)

令和3年7月

根室市教育委員会

目 次

I	はじめに	P, 1
II	これまでの取組の成果と課題	P, 1～3
III	業務改善計画（第2期）の概要	P, 3～6
	(1) 業務改善計画（第2期）の性格	
	(2) 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間	
	(3) 教育委員会及び学校の役割	
	(4) 保護者や地域住民等への理解促進	
	(5) 学校や教員が担う業務の明確化	
IV	業務改善計画（第2期）の具体的な取組	
	Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備	P, 6～8
	(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用	
	(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進	
	(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進	
	(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進	
	(5) 校務支援システムの活用促進	
	(6) 学校給食費等の徴収・管理業務の負担軽減	
	Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減	P, 8～9
	(1) 部活動休養日等の完全実施	
	(2) 複数顧問の効果的な活用	
	(3) 部活動指導員の配置等	
	(4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等	
	(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化	
	Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	P, 9～10
	(1) 在校等時間の客観的な計測と記録	
	(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
	(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進	
	(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	
	(5) 働き方改革に関する研修の実施	
	(6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化	
	Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実	P, 11～13
	(1) メンタルヘルス対策の推進等	
	(2) 調査業務等の見直し	
	(3) 勤務時間等の制度改善	
	(4) 適正な勤務時間の設定等	
	(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言	
	(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
	(7) 研修の精選・見直し	
	(8) 若手教員への支援	
	(9) 教頭への支援	
	(10) 学校行事の精選・見直し	
	(11) 学校が作成する計画等の見直し	
	(12) 学校の組織運営に関する見直し	
	(13) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等	
	学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	P, 13

I はじめに

- 人工知能 (AI) やビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化した Society5.0 時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきています。
- このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。
- このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしています。
- 学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものであります。
- 現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでいます。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要があります。

II これまでの取組の成果と課題

- 根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成 30 年 (2018 年) 7 月に、令和 2 年度 (2020 年度) までを取組期間とする「学校における働き方改革のための業務改善計画」（以下「前業務改善計画」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。その主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 前業務改善計画に基づく取組の実施

前業務改善計画では、学校閉庁日や部活動休養日の設定、1 か月単位の変形労働時間制の積極的な活用等を指標に掲げ、その実施率が 100% となるよう各学校の取組を促してきました。その結果、当初の目標をほぼ達成し、これらの一定の定着が図られています。

【業務改善計画に掲げた指標の推進状況】

指 標	R 3 年 5 月実施率
部活動休養日を完全実施している部活動の割合	100%
変形労働時間制を活用している学校の割合	100%
定時退勤日を月 2 回以上実施している学校の割合	100%
学校閉庁日を年 9 日以上実施している学校の割合	100%

(2) 出退勤管理システムの導入

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、教育委員会では、令和 2 年(2020 年) 4 月から在校等時間を客観的に計測し記録する出退勤管理システムを導入し、職員の在校等時間の把握を行っています。

(3) 道の教職員の時間外勤務等に係る実態調査の実施

道教委では、教職員の勤務実態を把握し、平成 28 年度(2016 年度)に実施した調査結果との比較分析を行うことを目的として、「令和元年度(2019 年度)教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」(以下「勤務実態調査」という。)を実施しました。その調査結果から、多くの職種において一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている実態が明らかとなっています。

とりわけ長時間勤務となっている副校長・教頭と、職員数の多い主幹教諭・教諭に着目すると、正規の勤務時間外において、副校長・教頭にあつては、調査等の事務処理、会議や打合せ、学校経営・学校運営に関する業務に従事しており、主幹教諭・教諭にあつては、教材研究・授業準備や成績処理、週休日の部活動指導等の業務に従事しているという状況が見られます。

こうしたことから、当市の教育委員会においても、調査業務の更なる精選など、これまで実施してきた取組の精度を一層高め、速やかに実行するとともに、その効果測定に基づいて不断の見直しを行い、より実効性の高い取組を進めていく必要があります。また、学校においては、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICT の活用促進、部活動数の見直しなど、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から速やかに実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要があります。

【時間外勤務を月 45 時間以上行っていた者の割合】 (副校長・教頭、主幹教諭・教諭)

年 度	全 体	校種別の内訳				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
副校長 教頭	平成 28 年度	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	90.0%
	令和元年度	90.2%	96.4%	88.9%	78.3%	100.0%
	前回比	▲8.4 p	▲3.6 p	▲11.1 p	▲21.7 p	+10.0 p
主幹教諭 教諭	平成 28 年度	63.3%	67.8%	83.5%	65.0%	36.8%
	令和元年度	56.9%	56.3%	73.9%	58.4%	37.7%
	前回比	▲6.4 p	▲11.5 p	▲9.6 p	▲6.6 p	+0.9 p

※ 1 : 調査対象校は 86 校 (小学校 28 校、中学校 28 校、高等学校 20 校、特別支援学校 10 校)

※ 2 : 調査対象者数は 2,065 人、調査期間は令和元年(2019 年)11 月の任意の 1 週間を各学校が指定して実施。

【正規の勤務時間外に行っている主な業務】（副校長・教頭、主幹教諭・教諭）

職 種	業 務 内 容
副校長 ・ 教 頭	①事務処理 ②学校経営・学校運営 ③会議・打合せ ④PTA、地域、行政対応 ⑤その他
主幹教諭 ・ 教 諭	①教材研究・授業準備 ②成績処理 ③部活動・クラブ活動 ④その他

(4) 取組の総括

教育委員会や学校では、これまで、本来担うべき業務に専念できる環境の整備や、部活動指導にかかわる負担の軽減、勤務時間を意識した働き方改革の推進と学校運営体制の充実、教育委員会による学校サポート体制の充実などに取り組み、(1)の結果から一定の成果が得られていることは、これらの施策の効果と、何よりも各学校における取組の成果によるものと考えています。

学校における働き方改革は「特効薬のない総力戦」と言われます。(3)で示したように、北海道の「学校における働き方改革」は未だ道半ばの状況にあります。その一方で、働き方改革の理念を正しく理解し、全ての学校において勤務時間を意識した働き方を実践できれば、目標の実現に大きく近づくことができると考えられます。

このため、当市の教育の喫緊の課題である「学校における働き方改革」の実現に向けて、前業務改善計画終了後においても、これらの取組を継承しつつ更なる改善・充実に図り、教育委員会と学校が緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 業務改善計画（第2期）の概要

- 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。
- この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たな業務改善計画（以下「業務改善計画（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとします。

(1) 業務改善計画（第2期）の性格

業務改善計画（第2期）は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年（2020年）文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則（令和2年（2020年）北海道教育委員会規則第3号。以下「教育委員会規則」という。）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

(2) 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、根室市立学校管理規則第13条の2に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とします。

【重視する視点】

個の“気付き”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取組】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

※重点的に実施する取組は、別に示す工程表により進捗状況を把握します。

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、教育委員会、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組みます。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽^{けんざん}の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間
- ③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日^{だいやすひ}が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。
- ④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

 - ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
 - イ 1年間の時間外在校等時間 720時間
 - ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
 - エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 教育委員会及び学校の役割

ア 教育委員会の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。
- ・ 毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

イ 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。
- ・ 校長は、業務改善計画（第2期）に掲げる具体的な取組を実践するとともに、出退勤管理システムによる時間外在校等時間等の実態把握を踏まえ、働き方改革手引「Road」（IV（1）参照）を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

(4) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要があります。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

(5) 学校や教員が担う業務の明確化

国の中央教育審議会答申（平成31年1月25日）では、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するため、学校・教師が担うべき業務の範囲について、参考例を提示したところであり、今後、学校・地域と連携し、その実情等についても十分に考慮しつつ、国や道の動向も注視しながら進めていくこととします。

IV 業務改善計画（第2期）の具体的な取組

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

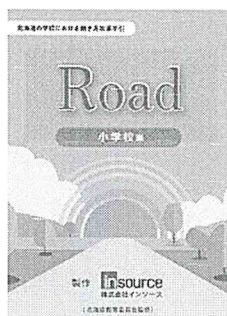
(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 **重点**

- ・ 教育委員会は、働き方改革手引「Road」を、全ての学校で積極的に活用するよう促します。
- ・ 教育委員会は、全ての学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」（働き方改革手引「Road」第3章に掲載）を設置するよう促します。
- ・ 教育委員会は、全ての学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促します。

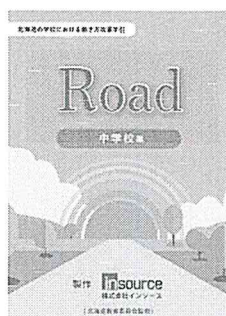
※働き方改革手引「Road」について

道教委では、令和元年度（2019年度）に「新時代の教育を支える働き方改革促進事業」を実施し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各1校を推進校に指定して、校長経験者及び民間コンサルタントの助言を受けながら業務改善に取り組み、その成果をもとに、令和2年（2020年）3月に「北海道の学校における働き方改革手引『Road』（以下「働き方改革手引「Road」という。）を取りまとめました。

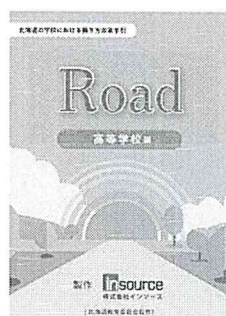
働き方改革手引「Road」は、働き方改革を推進するための考え方、取組を推進する8段階のプロセス、推進校での実践事例、業務の見直しの観点、学校で取組を進める際に活用できるワークシートや職員意識アンケートの参考例、取組の進捗状況を管理するチェックリストを提示するなど、各学校で主体的に取り組める内容となっており、働き方改革手引「Road」の積極的な活用が期待されます。



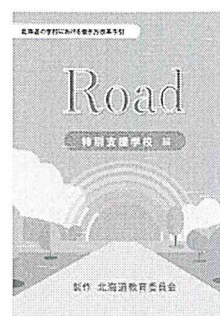
小学校編



中学校編



高等学校編



特別支援学校編

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進 **重点**

- ・ 教育委員会は、国の「GIGAスクール構想」に基づき整備した、児童生徒1人1台のタブレット端末等を活用したオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進します。
- ・ 教育委員会は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努めます。
- ・ 教育委員会は、北海道教育委員会がホームページで提供するデジタル教材等について活用しやすい教育環境を整えます。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 **重点**

- ・ 教育委員会は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。

(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教育委員会は、地域とも連携しながら、多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に配置するよう努め、校長のリーダーシップの下、教職員と専門スタッフが十分能力を発揮し、「チーム学校」の総合力、教育力を最大化できるような体制の構築を目指します。
- ・ 教育委員会は、学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、学力向上補助教員、退職外部人材のほか、教員業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフや学校図書館の運営・管理等を行う学校司書等の配置や派遣に努めます。

(5) 校務支援システムの活用促進

- ・ 教育委員会及び学校は、市内全校に導入した校務支援システムの活用による教職員の業務改善について検証を行い、業務の効率化を図り、事務負担の軽減を目指します。

(6) 学校給食費等の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 教育委員会は、令和3年4月から根室市立学校給食費を無償化し、学校の集金業務の負担を軽減したところであり、他の学校徴収金についても児童手当から徴収を行うことができるよう関係課と協議するなど、学校の現金取扱事務の更なる軽減策を検討します。

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 **重点**

- ・ 学校は、週当たり2日以上部活動休養日の設定や、活動時間の制限、顧問の複数配置などに引き続き取り組みます。
- ・ 教育委員会は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を継続します。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「根室市立中学校に係る部活動の方針」による。

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 教育委員会は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行います。

(3) 部活動指導員の配置等

- ・ 教育委員会は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図るため部活動指導員の配置を検討します。

(4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 教育委員会及び学校は、関係団体と連携、協力し、部活動休養日等の完全実施のための取組を進めます。

- ・ 学校は、出場する大会やコンクール等を精選するよう努めます。
- ・ 教育委員会は、少年団や各競技団体と教職員の関わりについても、状況の確認に努めます。

(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化

- ・ 学校は、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう、複数校による合同部活動などや、各競技団体等との連携を積極的に進めます。

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測と記録 重点

- ・ 学校は、「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測し記録します。
- ・ 学校は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めます。
- ・ 教育委員会は、教職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進めます。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の子育休・介護休の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ 学校は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ・ 校長等の管理職は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。
- ・ 校長等の管理職は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとします。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとします。

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとします。
- ・ 校長は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努めます。
- ・ 校長等の管理職は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 教育委員会は、学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

<p>① 実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。 <p>② 設定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。 ・ 年末年始の休日は、全校統一の学校閉庁日とする。 （12月29日から1月3日） <p>③ 服務上の取扱等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。 ・ 休暇の取得を強制しない。 ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。 ・ 部活動休養日に設定する。 <p>④ 保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出する。

(5) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 教育委員会は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、北海道教育委員会が実施する初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修への参加を促すほか、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう指導・助言を行います。

(6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・ 教育委員会は、教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努めます。

Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等 重点

- ・ 教育委員会は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、毎年度ストレスチェックを実施します。
- ・ 教育委員会及び学校は、ストレスチェックや面接指導等の結果をもとに労働環境整備に努め、働きやすい環境づくりを推進します。
- ・ 教育委員会は、教職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき、各学校に衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に取り組みます。

(2) 調査業務等の見直し

- ・ 教育委員会は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図ります。
- ・ 教育委員会は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。
- ・ 教育委員会は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、学校の負担軽減のため、不断の見直しに努めます。

(3) 勤務時間等の制度改善

- ・ 学校は、変形労働時間制度の活用や勤務時間のスライド・振替などが有効に活用されるよう徹底を図り、時間外勤務の縮減に努めます。

(4) 適正な勤務時間の設定等

- ・ 教育委員会は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行います。
- ・ 教育委員会は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行います。
- ・ 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保します。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 教育委員会は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行います。

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 教育委員会は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化します。
- ・ 教育委員会は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、心理的、福祉的、法的側面等の専門的な見地から支援を行うため、学識経験者や弁護士、医師などで構成する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用を検討します。

(7) 研修の精選・見直し

- ・ 教育委員会は、今後策定・公表される北海道教職員研修計画をもとに、可能な限り各学校で計画する研修の重複を避けるよう指導・助言を行います。
- ・ 教育委員会は、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討します。

(8) 若手教員への支援

- ・ 教育委員会は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、働き方改革の観点から適宜アドバイスを行います。
- ・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(9) 教頭への支援

- ・ 教育委員会は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、調査業務の見直しや簡素化などの取組や事務職員等との役割分担を図るなど、業務負担の解消に向けた取組を進めます。
- ・ 教育委員会は、教頭の職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、業務負担の軽減対策についても検討を進めます。

(10) 学校行事の精選・見直し

- ・ 教育委員会は、学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める取組を促します。

(11) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 教育委員会は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行います。
(例えば、新たな課題に対応した計画の作成が求められる場合においても、国や北海

道教育委員会の取組状況を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするような指導・助言を行います。)

- ・ 教育委員会は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進します。

(12) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 教育委員会は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。

(13) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

- ・ 教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進めます。
- ・ 教育委員会は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めます。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 教育委員会及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

教育委員会及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。